

# 須坂市人権政策推進基本方針 (改訂版)



仁礼小学校6年 依田 あおさん作  
2023年度小・中学生、一般応募作品最優秀賞

2024年3月

須 坂 市





## はじめに

世界平和は私たちの切なる願いです。2015年に国連が採択したSDGs(持続可能な開発目標)では、「誰一人取り残さない」ことが宣言されており、その基礎にはすべての人の人権尊重があります。

今もなお、世界人権宣言(1948年)が示す世界共通の目標の達成に向け、国際社会全体で不断の努力が積み重ねられています。

須坂市では、2012年に部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会に諮問を行い、2013年3月、「須坂市では同和問題をはじめとしてあらゆる人権について社会情勢等の変化に応じた人権政策、人権教育を一層進める」とする答申をいただきました。この答申に基づき、2014年3月に「須坂市人権政策推進基本方針」を策定しました。

策定から10年が経過する中で、インターネットやSNSでの個人のプライバシーの無断掲示や、悪質な書き込みなどの問題、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って生じた様々な誹謗中傷や差別など、新たな人権問題が生じています。

併せて災害等の非常時に顕在化する人権問題への対応も必要になります。

本市では2021年度から「第六次須坂市総合計画(須坂みらいチャレンジ2030)」がスタートし、人権尊重・共生社会の実現を施策の1つ目として掲げ、「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまちづくりを進めています。また、国連が掲げるSDGsには人権課題の解決も含まれていることから、新たな視点や課題も踏まえ、この度、須坂市人権政策推進基本方針改訂版を策定しました。

今後とも、性別や国籍・障がいの有無などの特性を超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し、自分らしく輝ける共生社会の実現に向けて取組んでまいります。

結びに、本基本方針改訂版の策定にあたり、熱心にご審議を重ねていただきました審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心より厚く御礼申し上げます。

2024年3月

長野県須坂市長 三木 正夫

# 目次

第1章 人権政策推進基本方針改訂版策定にあたって .....	1
1 策定の背景 .....	1
2 策定の趣旨 .....	2
3 基本方針の位置付け .....	2
4 基本方針の推進体制 .....	3
第2章 須坂市の状況 .....	4
1 統計データからみる須坂市の状況 .....	4
2 人権に関する市民意識調査の主な結果 .....	6
3 社会情勢及び須坂市の現状・課題のまとめ .....	9
第3章 基本方針の基本的な考え方 .....	10
1 基本理念 .....	10
2 基本姿勢 .....	10
第4章 施策の展開 .....	11
1 共通施策 .....	11
2 分野別施策 .....	14
施策1 部落差別 .....	14
施策2 女性 .....	16
施策3 子ども .....	18
施策4 障がい者 .....	20
施策5 高齢者 .....	22
施策6 インターネットによる人権侵害 .....	24
施策7 性的マイノリティ(性的少数者) .....	26
施策8 犯罪被害者等 .....	28
施策9 外国人 .....	30
施策10 様々な人権問題 .....	32
資料編 .....	33
1 人権政策推進基本方針改訂版策定までの経過 .....	33
2 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会委員名簿 .....	34
3 主な人権関係法 .....	35
4 主要な人権条約等 .....	37
5 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例 .....	38

# 第1章 人権政策推進基本方針改訂版策定にあたって

## 1 策定の背景

人権は、すべての人が生まれながらに持っている固有の権利です。人として幸せに生きていくために必要な、誰もが侵害されることのない権利ですが、20世紀前半には二度にわたる世界大戦により、人権が守られることなく、多くの人々の命が奪われてきました。こうした戦争が起きないようにと国際連合(以下、「国連」という。)が結成され、1948年の国連総会で、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言である「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言の第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記されています。

その後、国連では、1995年から「人権教育のための国連10年」として行動計画を定め、また、2004年には「人権教育のための世界計画」を開始する宣言が採択されるなど、人権教育の重要性が示されました。

わが国においては、1947年、基本的人権の享有と法の下での平等をうたう「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行されました。2000年には、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が制定され、2002年には、国の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

各自治体においても人権教育に関する計画等を策定し、教育・啓発活動の取組みが進められています。

しかしながら、未だ繰り返される紛争や、貧困格差、地球温暖化による気候変動、また、感染症や災害などの影響による様々な人権課題が、世界的にも解決されずに残されている状況です。

こうしたなか、2015年、国連は私たちが直面するグローバルな諸課題を解決し、世界の「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指し、「持続可能な開発目標(SDGs)のための2030アジェンダ」を採択しました。「5.ジェンダー平等を実現しよう」「10.人や国の不平等をなくそう」「16.平和と公正をすべての人に」など人権施策に直接つながる17の目標が掲げられており、持続可能で多様性のある社会の実現に向け、取り組んでいくことが必要となります。

また、近年では、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、互いに多様性を認め合い、すべての人が個性と能力を発揮して活躍するダイバーシティの考え方や、誰もが生きやすい共生社会が重視されるようになってきています。

このような社会情勢や意識の変化などを踏まえ、これまで以上に「人間の尊厳(社会の中で個人として尊重され、人間らしく生活するために、人間としての人格を侵されない普遍的な原理)」を一人ひとりが意識していくことが強く求められます。

## 2 策定の趣旨

本市では、1958年「須坂市部落解放審議会条例」を制定し、同審議会を設置しました。翌年に須坂市部落解放推進協議会（現：須坂市人権のまちづくり推進会議）を発足して以来、部落解放・人権尊重都市宣言や、「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」の制定など、部落差別をはじめとした、様々な人権課題の解決に取り組んできました。

1994年の国連総会による「人権教育のための国連10年」の決議を受け、2001年に「人権教育のための国連10年須坂市行動計画」を策定し、人権尊重の視点から様々な人権課題の解決に向けた施策を実施してきました。

その後、2002年3月31日の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、「人権同和政策」「人権同和教育」に名称を変えながらも、従来の同和政策・教育の取組みを拡充し、引き続き、部落差別を重要な柱として取り組んできました。

また、2011年度を初年度とする「第五次須坂市総合計画前期基本計画」及び、2013年3月の、「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会」からの答申をもとに、本市が進める人権政策の指針となる「須坂市人権政策推進基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定し、今日まで様々な人権課題に対する取組みを進めてきました。

先の基本方針策定から10年が経過し、社会情勢の変化に伴い人権課題はさらに多様化、複雑化するとともに、新たな課題も生じてきています。また、本市では2021年度から「第六次須坂市総合計画（須坂みらいチャレンジ2030）」がスタートし、人権尊重・共生社会の実現を施策の1つ目として掲げ、「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまちづくりを進めています。本市の総合計画や、国連が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）には人権課題の解決も含まれていることから、こうした新たな視点や課題も踏まえ、人権施策を見直す必要があります。

このため、本市がこれまでの取組みの中で積み上げてきた成果や手法を生かしながら、より一層人権を尊重し合える社会の実現を目指して、基本方針の改定を行うこととしました。

## 3 基本方針の位置付け

この基本方針は、「部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画（2000年策定）」及び「人権教育のための国連10年須坂市行動計画（2001年策定）」の理念を受け継ぎ策定したもので、市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、家庭・地域、学校、企業・職場等あらゆる場で、人権が尊重され、差別のない明るい須坂市の実現に向けて主体的かつ積極的に取り組むことを基本としています。

また、まちづくりの羅針盤となる第六次須坂市総合計画（須坂みらいチャレンジ2030）前期基本計画（2021年から2025年）において、基本的人権の尊重はすべての施策の基本となるものであることから、7つある「基本目標」の1番目に、「多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち」を掲げ、その中の施策1として「人権尊重・共生社会の実現」を据えています。

本方針を、総合計画における人権に関わる施策を推進するための基本方針として位置付け、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 基本方針の推進体制

### (1) 総合的な推進体制

人権施策を効果的に推進するにあたっては、国、県、市、市民・関係団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組みを進める必要があります。

### (2) 市の推進体制

差別の解消に向けては、実態把握に努めるとともに、関係団体や当事者と連携しながら継続的に進める必要があります。関係機関との連携や協議による取組みを進めるため、全庁的な推進組織である「須坂市人権政策推進本部員会議」のもと、総合的に人権施策の推進を図ります。

### (3) 国・県との連携体制

人権政策の効果的な推進に向け、国や県とも協力し、連携して進めていきます。

国においては、人権問題に関わる紛争処理や啓発の役割を担う法務局をはじめ、人権擁護委員協議会、人権啓発活動ネットワーク協議会、保護司会等と連携して相談事業の充実と啓発を推進します。

また、県においては、個別課題担当部署、関係施設等のほか、警察、認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター等との連携により、人権啓発の効果的な推進と相談支援事業の充実に努めます。

### (4) 市民・NPO 法人等との連携体制

人権が尊重される社会を築くためには、すべての市民が人権問題を自らの課題として受け止め、自主的に取組んでいく必要があります。

学校、地域、企業、教育機関、市民団体、NPO法人等が、それぞれの立場で人権課題解決のための自主的な取組みを尊重するとともに、行政と市民の協働により人権が尊重される社会づくりを推進します。

### (5) 人権施策の評価体制

人権施策を着実に、効果的に推進するため、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会や、事務事業評価制度を活用し、定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。

また、人権に関する実態調査等は、調査内容や調査方法など、関係機関等と協議しながら、必要に応じて実施します。



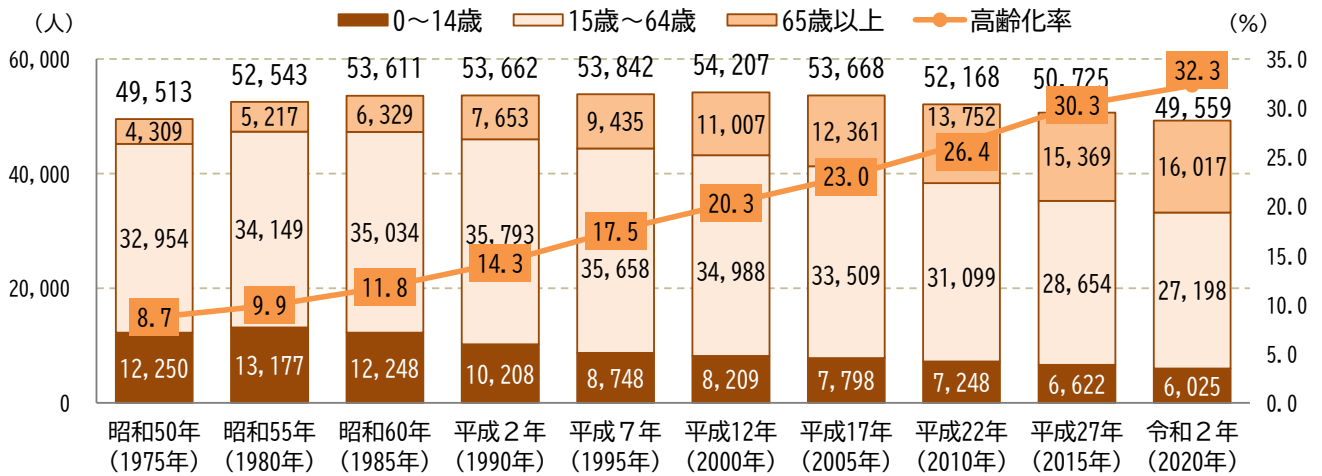
## 第2章 須坂市の状況

### 1 統計データからみる須坂市の状況

#### (1) 人口の推移

2000年をピークに人口は減少しており、また、高齢化率は上昇し続け、2020年には32.3%となっています。

図表 1 人口推移

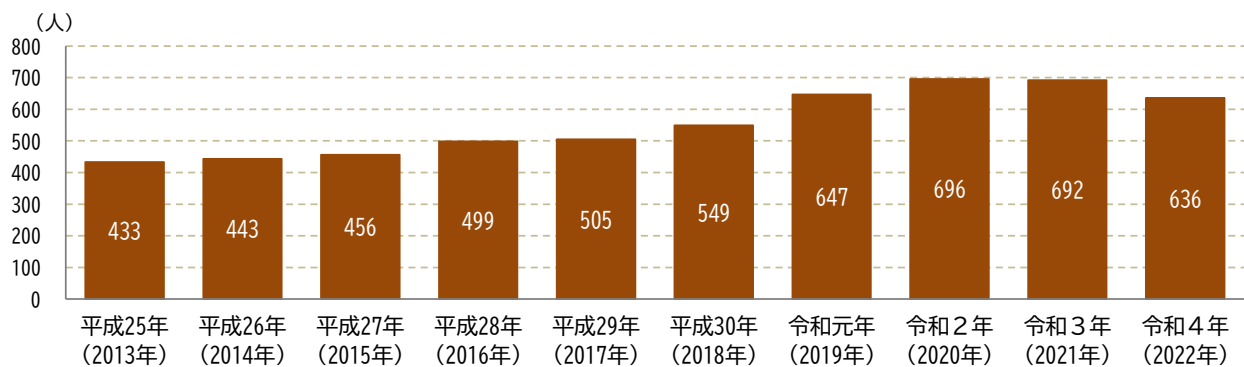


出典：須坂市「須坂市の統計」

#### (2) 外国人人口の推移

外国人人口は年々増加しており、2019年以降は600人以上となっています。なお、国籍の内訳は様々で、2022年には、特にベトナム、タイ、中国の国籍の方が多くなっています。

図表 2 外国人人口の推移



図表 3 2022年の外国人の内訳

(単位：人)

中国	タイ	韓国及び朝鮮	ブラジル	フィリピン	ベトナム	パキスタン	インドネシア	モンゴル	アメリカ	その他
121	152	22	63	21	168	35	13	7	9	25

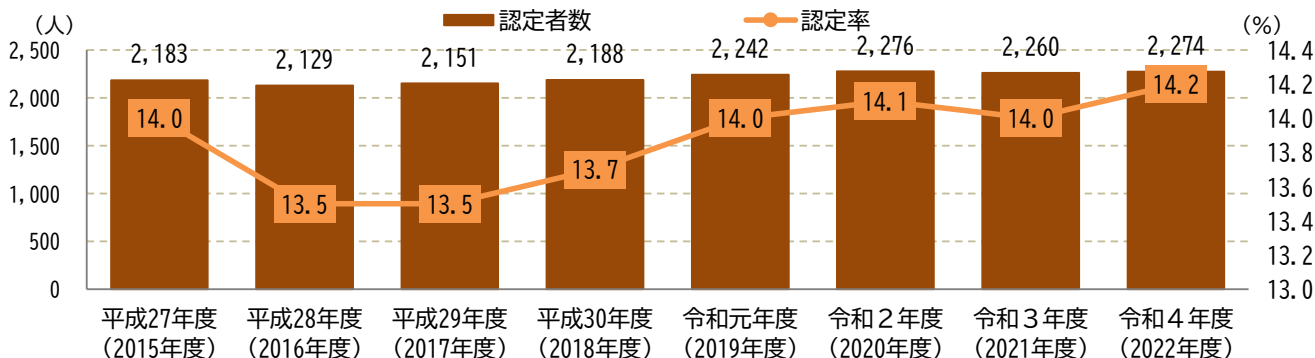
出典：須坂市「須坂市の統計」



### (3) 要介護・要支援認定高齢者数・認定率の推移

高齢化とともに要介護・要支援に認定された高齢者数及び認定率は増加傾向にあります。

図表 4 要介護・要支援認定高齢者数・認定率の推移

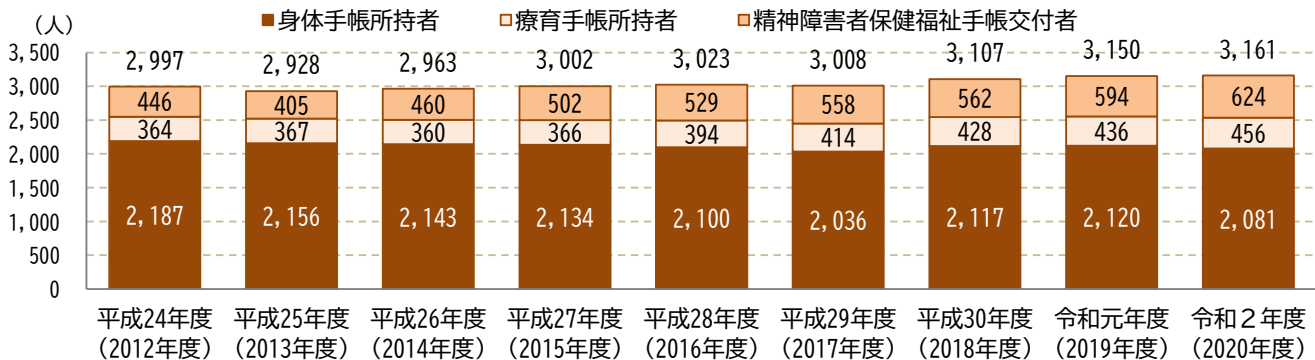


出典:厚生労働省「見える化システム」

### (4) 障害者手帳所持者・交付者数の推移

障がいのある人も年々増加傾向にあり、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳交付者の増加がみられます。

図表 5 障害者手帳所持者・交付者数の推移



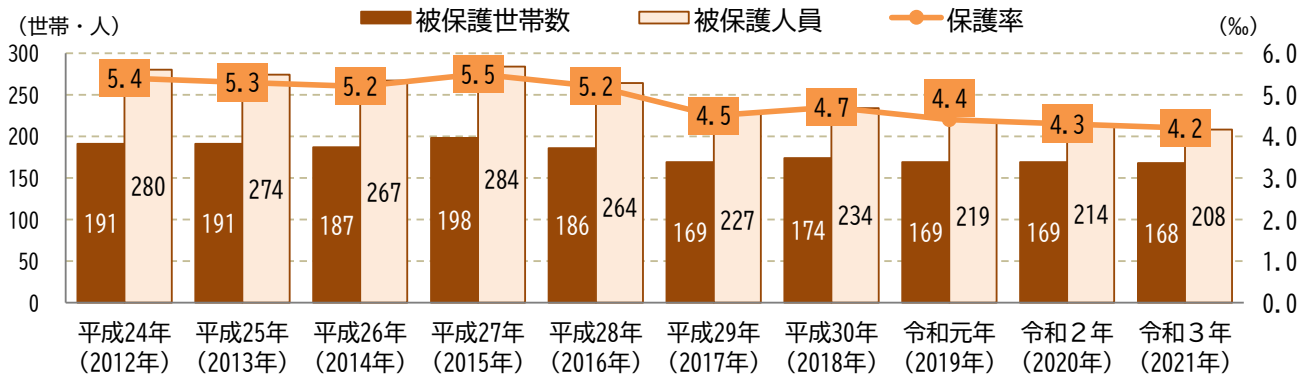
出典:身体手帳所持者:須坂市「須坂市の統計」

療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳交付者:須坂市「社会福祉統計のあらまし」

### (5) 生活保護利用世帯及び被保護人員数の推移

生活保護世帯及び人員は減少傾向にありますが、必要としている世帯は一定数みられます。

図表 6 生活保護利用世帯及び被保護人員数の推移



出典:須坂市「須坂市の統計」

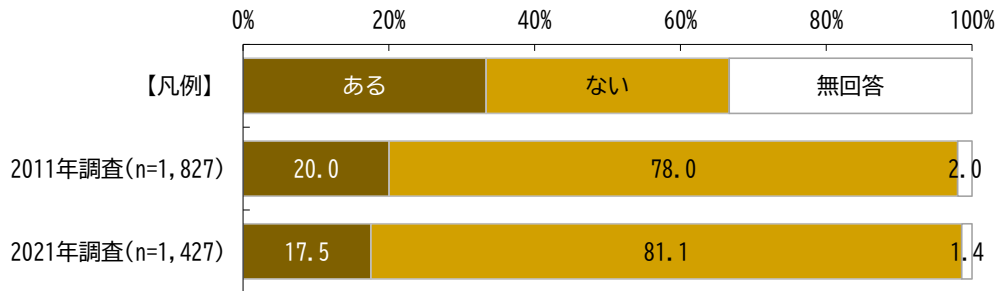
## 2 人権に関する市民意識調査の主な結果

### (1) 人権を侵害された経験と内容

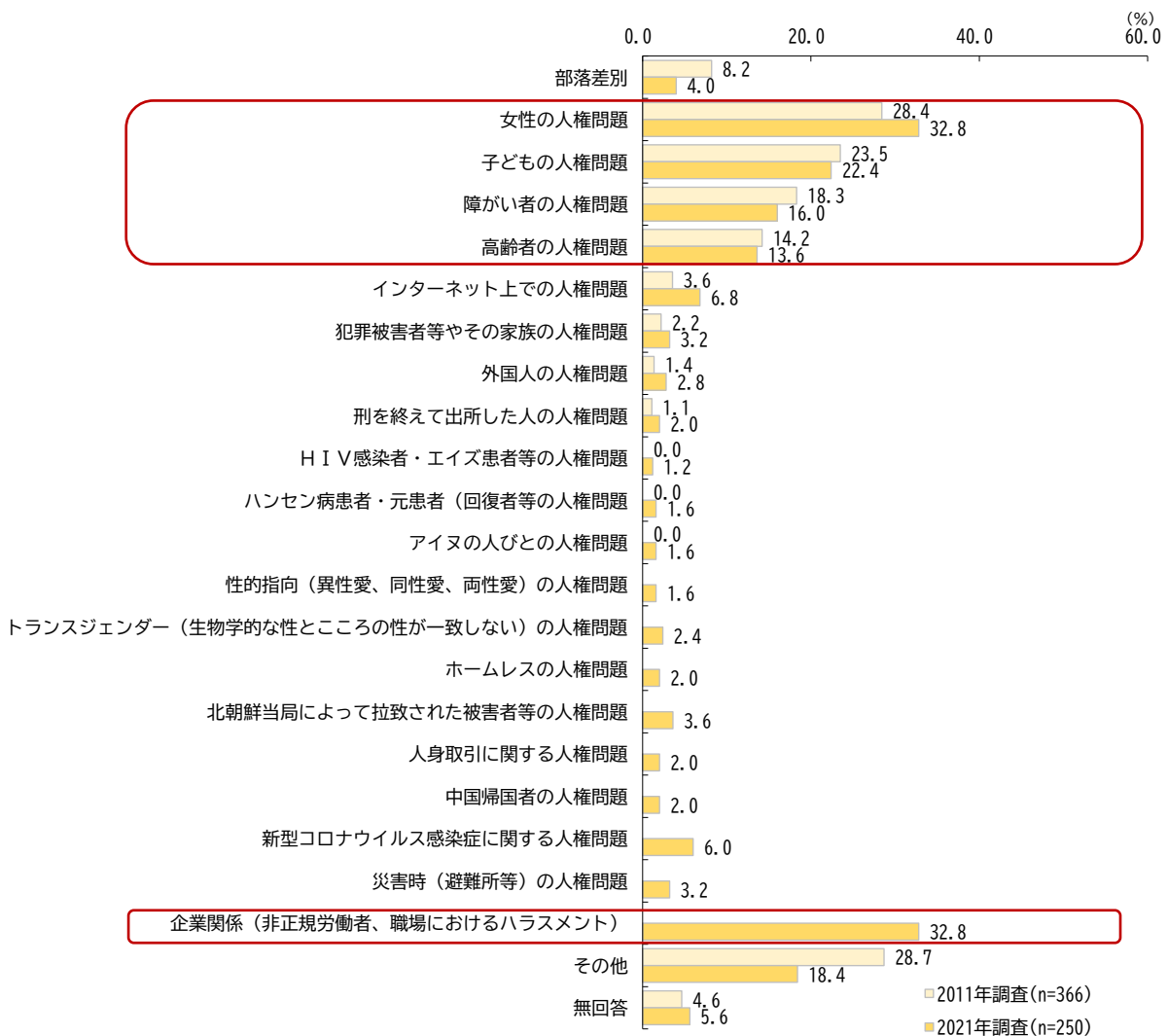
2021年に実施した須坂市人権に関する市民意識調査結果をみると、自分や家族の人権が侵害された経験がある割合は、2011年よりも微減していますが、約2割の方は経験があると回答しています。

侵害を受けた内容としては、「企業関係（非正規労働者、職場におけるハラスメント）」や「女性の人権問題」が高く、「女性の人権問題」は2011年より増加しています。また、女性以外にも、子ども、障がい者、高齢者など、弱い立場になりやすい人々に関して被害を受けた割合が高い傾向にあります。

図表 7 自分や家族の人権が侵害されたと思った経験の有無



図表 8 自分や家族が受けた人権侵害の内容

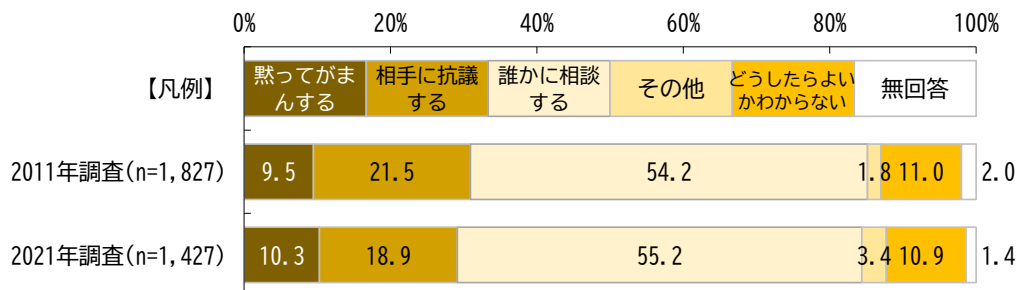


## (2) 人権侵害された場合の対応と相談先

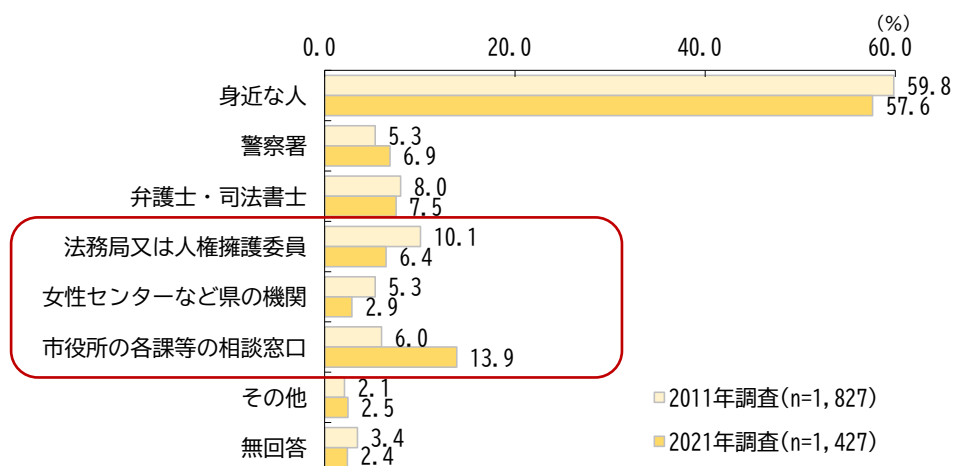
人権侵害された場合の対応として、「誰かに相談する」が半数以上を占めている一方で、「黙ってがまんする」「どうしたらよいかわからない」と回答する割合はそれぞれ1割程度みられます。

相談先としては、「身近な人」が57.6%と最も高く、各公的機関の利用は少なくなっています。ただし「市役所の各課等の相談窓口」は、2011年と比較して7.9ポイント増加しています。

図表 9 人権侵害された場合の対応



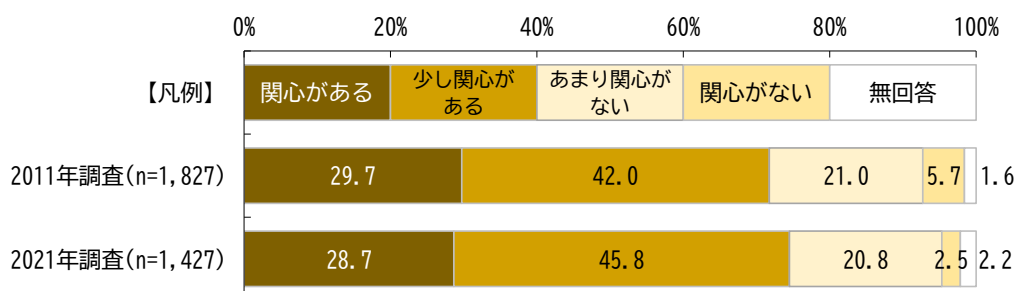
図表 10 人権侵害された場合の対応



## (3) 人権問題への関心度

人権問題に関心がある割合は、約7割であり、2011年と比較して大きな差はみられません。

図表 11 人権問題への関心度

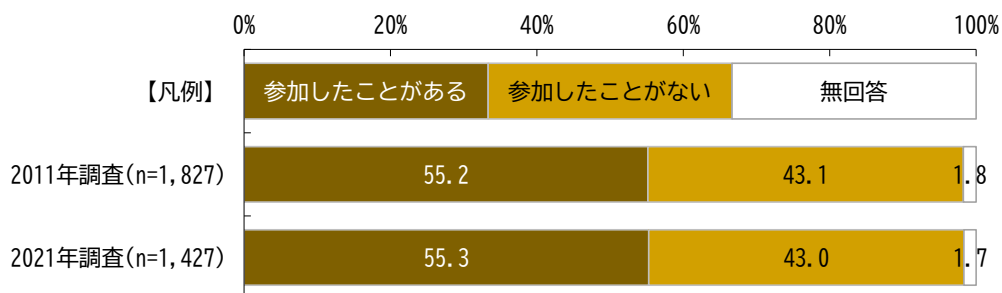


#### (4) 人権問題学習会への参加経験及び人権教育を受けた場所

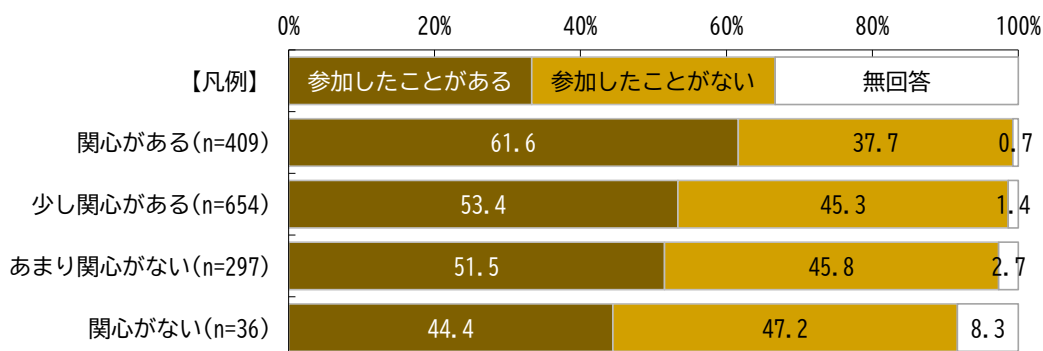
人権問題学習会への参加割合は55.3%で、人権問題に関心があるほど参加経験の割合も高くなっています。

人権教育を受けた場所は「学校」が最も多く、次いで「町別人権問題学習会」が多くなっています。2011年調査と比較すると、「学校」をはじめ、「会社や職場」などの身近な所で教育を受ける人は増加しています。

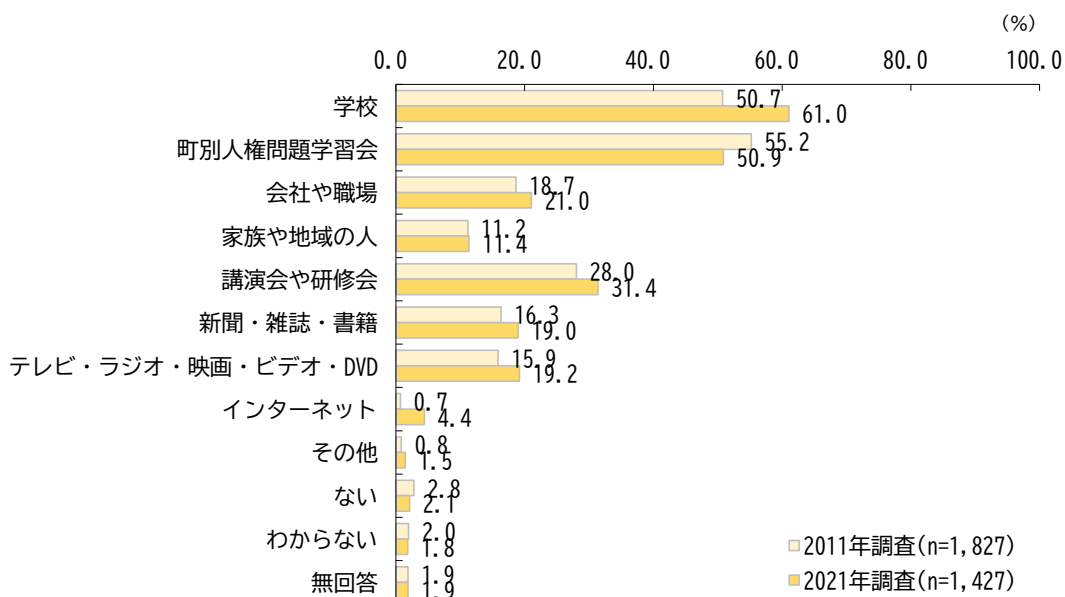
図表 12 人権問題学習会への参加経験



図表 13 人権問題への関心度別 人権問題学習会への参加経験



図表 14 人権教育を受けた場所



### 3 社会情勢及び須坂市の現状・課題のまとめ

#### (1) 社会情勢の変化により取り入れるべき新しい視点

##### ① SDGsの目標を踏まえた目標設定・取組みの実施

国連は「誰一人取り残さない」社会を目指して17の目標を定めており、本市の総合計画においても国際的な目標の方向性との対応を意識しながら、施策を進めていくことから、本方針においても対応を図る必要があります。

##### ② ダイバーシティ(多様性)の推進

本市では、人権を尊重し合える社会の実現に向けた取組みの1つとして、「須坂市パートナーシップ届出制度」を制定しました。性別をはじめ、様々な違いを認め合う社会づくりに向けた一層の推進が求められます。

##### ③ 感染症拡大や災害など非常時における社会的弱者への支援

新型コロナウイルスなどの感染症拡大や、気候変動による災害の発生等による非常時下では、誰もが当事者になり得ますが、特に女性や子ども、高齢者や障がい者などが影響を受けやすく、こうした弱い立場になりやすい人々への対応が必要といえます。

#### (2) 須坂市の現状・課題を踏まえて取り組むべきこと

##### ① 多様化・複雑化する人権課題への対応

本市では、全国的な動向と同様に、少子高齢化が進み、要介護(要支援)に認定された高齢者数・認定率は増加傾向にあります。また、障害者手帳所持者・交付者数や、外国人数が増えるなど、人権課題が多様化しているため、各関係機関との連携を一層強化して取り組んでいく必要があります。

##### ② 企業における人権問題への意識啓発の強化

市民意識調査の結果では、人権侵害を受けた内容として、「企業関係(非正規労働者、職場におけるハラスメント)」が多く挙げられています。一方、「会社や職場」で人権教育を受けている割合は低く、学校以外での人権教育の機会づくりが必要といえます。

##### ③ 新しい生活様式に合わせた学習機会の提供と参加の促進

市民意識調査の結果では、人権問題学習会への参加割合は6割弱であり、人権問題への関心が低い人ほど参加する割合が低くなっています。誰もが参加しやすい学習の場の提供が求められます。

##### ④ 公的支援の周知の促進

人権侵害を受けた際の相談先として、公的機関についてさらに周知を図っていく必要があります。

## 第3章 基本方針の基本的な考え方

### 1 基本理念

須坂市部落解放・人権尊重都市宣言(1994年)には、「基本的人権が尊重され、自由で平等な社会の実現は、すべての人々の強い願いである。」と明記されています。

この基本的人権の尊重を基盤に、あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民と行政が一体となって、「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」の精神である「すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く」ことを、本市の人権政策の基本理念とします。

一人ひとりの違いを個性として認め、互いに支え合い、共に生きる社会を実現することは、人権政策を進める上での基本です。すべての市民が人権問題を自らの課題として受け止め、人権が尊重される社会づくりに積極的に関わられるよう、市民一人ひとりの人権意識を高める取組みを進めます。

すべての人が人間として尊重され、



心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く

### 2 基本姿勢

#### (1) 人権の視点に立った総合的な行政の推進

すべての分野において、人権の視点に立った行政を総合的に推進することにより、人権が尊重され、差別のない明るい須坂市を築いていきます。

#### (2) 市職員における人権意識の高揚

すべての市職員が人権に関わる行政の担い手という自覚を持ち、常に人権尊重の視点に立って施策を企画・実施し、評価、改善を行っていきます。また、当事者の意見を聴く機会の充実と施策への反映に努めます。そのために、職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

#### (3) 市民の人権意識の高揚

「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」では、市民は相互に基本的人権を尊重するとともに、人権侵害に関する行為をしてはならない、と規定しています。

市民の人権意識の高揚を図るため、町別人権問題学習会や人権教育講座など、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めます。

## 第4章 施策の展開

### I 共通施策

#### (1) 人権教育・啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の意義や様々な人権問題について理解と認識を深め、自らの人権とともに他の人の人権の大切さを認められるようになることが重要です。同時に、人権問題を自らの課題としてとらえ、人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高めることが求められます。

そのため、学校人権教育と社会人権教育との連携を強化し、相互協力による効果的な人権教育を推進します。

また、人権意識は日々の生活など様々な事柄を通じ、自ら考える中から培われるものであることを伝え、主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。

#### ① 学校人権教育

内容
<b>●児童・生徒への人権教育</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>一人ひとりの児童生徒が発達段階に応じて、身のまわりにあるいじめや、部落差別などをはじめ、様々な人権に関する具体的な学習について、須坂市人権同和教育指導計画を活用して行い、人権尊重に関する知識や理解促進を図ります。</li><li>人権尊重の理解を進めるため、自らの権利の行使に伴う責任を自覚し、互いに人権を尊重する心、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める「共に生きる心」を育てます。</li><li>差別を受けることを自らの課題としてとらえ、解決する意欲と実践力を身につけ、主体的に行動できる人権教育を推進します。</li><li>幼稚園・保育園・認定こども園から高等学校までの各学校と連携し、一貫して、人権教育を基底にした学校教育を進めます。</li></ul>
<b>●教職員への人権教育</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>日常の教育活動の中で児童生徒の人権を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、各種研修を実施し、指導力を高める取組みを進めます。</li></ul>



## ② 社会人権教育

内容
<p>●家庭・地域での人権教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公民館活動や学校PTA活動、各種研修会を通して保護者の人権感覚を高め、家庭教育の充実を図るように支援をします。</li> <li>• 区（自治会）と公民分館及び人権教育推進員が行う町別人権問題学習会の開催にあたって、講師の派遣や情報提供、資料提供等の支援をします。</li> <li>• 地域における指導者及び推進者等の人権教育指導者の育成を図るため、研修の機会を充実し、実践的研修手法の講習及び情報提供等を行うとともに、各地域との情報交換や情報共有の機会提供に努めます。</li> </ul>
<p>●企業・職場での人権教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業内すべての社員の人権意識を高める人権教育の推進や人権教育指導者育成を促進し、意識啓発を強化します。</li> <li>• 企業の主体的な人権に関わる取組みや社員に対する研修の支援をします。</li> <li>• 就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考と、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携した取組みに努めます。</li> </ul>
<p>●市役所内における教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市職員の人権意識や実践力を高め、様々な人権課題解決に向け主体的に行動できる力を身に着けられるよう、人権教育研修の充実に努めます。</li> </ul>

## ③ 人権交流センター等における啓発

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権交流センターや地域人権交流施設が、学校、地域などと連携しながら、人権に関する情報発信や学習機会の充実に努め、周辺地域を含めた住民交流の一層の促進を図ります。</li> <li>• 人権に関する情報の発信拠点として、人権問題に関する理解を深めるための資料展示や図書、ビデオ、DVDなどの充実に努め、センター等の利活用を促進するとともに、人権問題に関する有用な資料の収集・調査・研究に努めます。</li> </ul>

## ④ その他、多様な手法による効果的な啓発

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日常の生活の中で人権問題に気付き、自らの課題として意識できるよう、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや、インターネット、広報紙など様々な媒体を効果的に活用し、人権尊重意識の普及啓発に努めます。</li> <li>• 人権を自らの課題として意識することを促すポスター、標語の募集や、市民が自発的に参加できる研修手法、実践につながる教材・資料の提供などの創意工夫に努めます。</li> <li>• 町別人権問題学習会をはじめ、啓発教材の貸出、リーフレットの配布など様々な機会と手法を活用して啓発に努めます。</li> <li>• 人権学習の場で関心の高い課題を把握し、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」などで学ぶ機会の提供を図ります。</li> </ul>

## (2) 人権相談・支援体制

市民が人権問題に遭遇した時、一人で悩むことなく各種相談機関や支援制度を活用し、自ら解決できるよう、関係機関との連携による相談体制を整備し、支援体制の充実を図ります。

内容
<b>●総合相談体制の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>人権問題に適切に対応するため、人権に関する総合相談体制を整備するとともに、庁内での横断的な連携協力を推進します。</li><li>様々な問題に対応できるよう、相談員の専門性を高めるための研修の充実を図ります。</li></ul>
<b>●国・県、関係機関との連携による支援体制の構築</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>複雑化・多様化する問題に対し、国・県、弁護士会、人権擁護委員協議会、NPO法人など人権に関わる関係機関、団体等と協力して速やかな解決が図れるよう連携強化を図ります。</li></ul>
<b>●相談窓口等の周知・広報</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>人権課題に遭遇した際に、各種相談窓口や支援制度を活用できるよう、広報紙、インターネットやマスメディア、リーフレット、民生児童委員、生活相談員への情報提供など、様々な機会や手段を通じて周知します。</li><li>人権交流センターにおける人権問題に関する資料の収集や活用方法等の工夫に努めるとともに、相談事業について広く市民への周知・広報を行います。</li></ul>

## 2 分野別施策

### 施策Ⅰ 部落差別

#### ■現状と課題

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程において形成されてきた、深刻にして重大な人権問題です。近年では、全国的にみると、インターネットを使った誹謗中傷、戸籍等の不正取得事件などが起こっています。

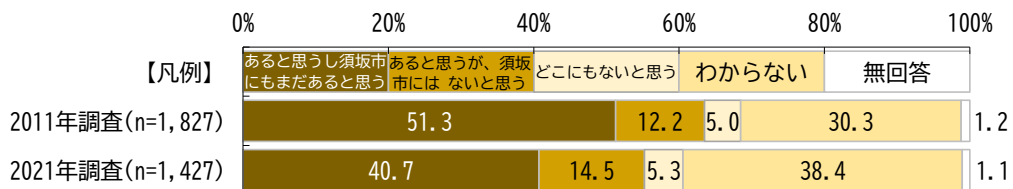
本市では、1958年の「須坂市部落解放審議会条例」の制定以降、基本的人権の尊重を基盤に、部落差別を最も重要な課題として、あらゆる差別や人権侵害をなくす取組みを行ってきました。

2021年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「部落差別は現在でもあると思いますか」の質問に対し、「須坂市にあると思う」(40.7%)、「あると思うが須坂市にはない」(14.5%)の割合を合わせると55.2%で、2011年の63.5%と比較して8.3ポイント減少しています。

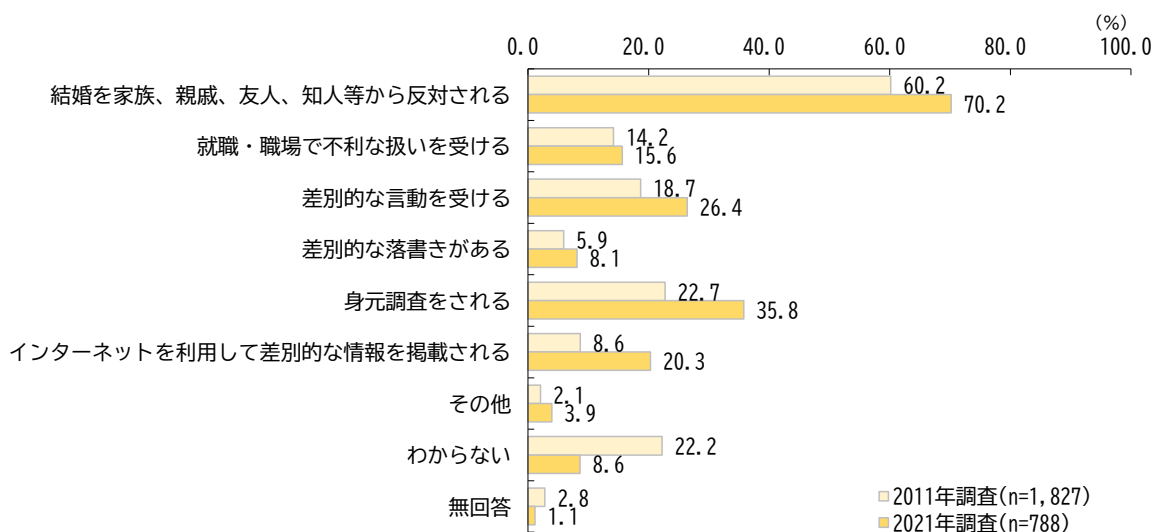
長年の取組みによって部落差別は市民に理解されてきていますが、今後も差別解消に向けた取組みが必要です。

また、「わからない」が38.4%と、2011年の30.3%に比べ、8.1ポイント高くなっており、時代とともに関心が薄れてきていることも考えられます。引き続き、差別や偏見を持たないよう、人権教育を推進していくことが必要です。

図表 15 部落差別が現在でもあると思う割合



図表 16 部落差別に関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) 相談や解決に向けた支援体制の充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>• 相談者の状況に十分配慮し、総合的、専門的な対応ができる相談体制を整備します。</li><li>• 部落差別の固有性に配慮して、問題解決に向けた助言、情報提供のほか、関係機関と連携し対応します。</li><li>• 人権交流センターや生活相談員による相談事業の周知を図るとともに、生活上の課題などの解決に向けた適切な助言や人権同和・男女共同参画課、人権同和教育課等関係機関との連携により支援を行います。</li><li>• 部落差別は、就労、教育、福祉など様々な分野に関わることから、全庁的な推進組織の連携を強化し、各種施策の適切、的確な活用により、課題解決に向けた自立的な取組みを支援します。</li></ul>

### (2) 多様な手法による教育・啓発の推進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>• 人権交流センターや地域人権交流施設を有効に活用した対象地域内外の住民交流を進め、市民一人ひとりの部落差別を解決する意識の向上を図ります。</li><li>• 人権交流センターや地域人権交流施設は、部落差別に関する情報や資料の収集及び提供を行うとともに、様々な学習機会の提供と、地域住民の交流促進の取組みを充実します。</li><li>• 町別人権問題学習会は、区（自治会）及び公民分館主催により開催し、地域公民館、人権教育推進員、人権教育関係機関（人権擁護委員・人権同和教育課等）と連携して、住民の部落差別を解決する意識の高揚を図ります。</li><li>• 人権のまちづくり推進会議は、家庭・地域・団体・企業において、市民総参加により部落差別の解決に向けて、部落差別をなくし人権が尊重されるまちづくりの取組みを推進します。</li></ul>

## 施策2 女性

### ■現状と課題

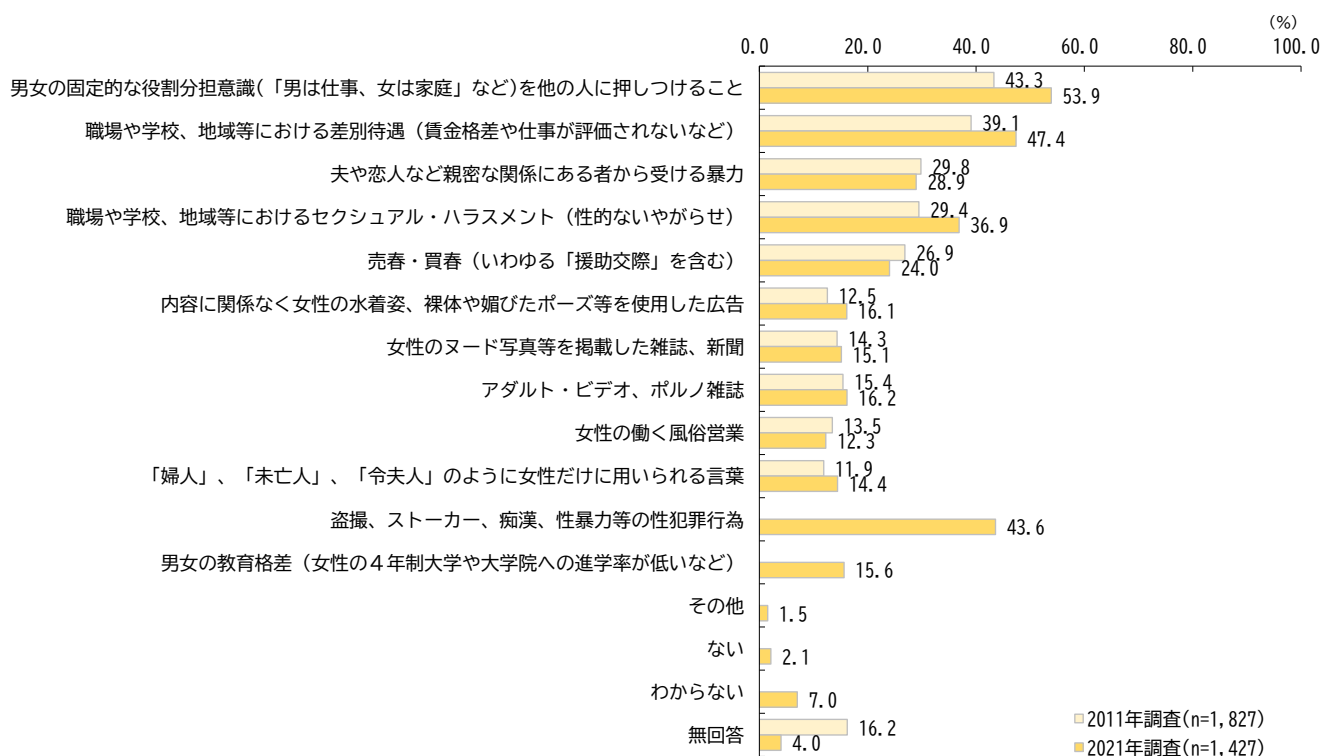
本市では、1993年に「須坂市女性行動計画」を策定以降、男女共同参画社会の形成のため、様々な施策を実施してきました。さらに2010年の「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」の制定により、市・市民・事業者の責務や姿勢を明文化し、協働して取組む基盤づくりを行ってきました。現在は、「第六次須坂市男女共同参画計画」(2023年度から2027年度)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

2021年に実施した「須坂市人権に関する市民意識調査」では、女性に関することで、人権上問題があると思うものを聞いたところ、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を他の人に押しつけること」が53.9%と最も多く挙げられており、2011年の調査と比較して10.6ポイント増加しています。次いで「職場や学校、地域等における差別待遇」も多くなっており、引き続き、意識啓発を中心とした取組みが必要です。

その他、「盗撮、ストーカー、痴漢、性暴力等の性犯罪行為」や「職場や学校、地域等におけるセクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)」の割合も高くなっており、重大な人権侵害であるという認識、被害者への支援の充実や被害の防止等に関する啓発が必要です。

また、近年は、新型コロナウイルスなどの感染症や気候変動など、予測不能な事態が起こりやすい社会になってきています。予期せぬ災害の発生等により、影響を受けやすい女性への支援等が必要といえます。

図表 17 女性に関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) 男女共同参画意識の啓発

内容
● 市民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識に気付き、それを解消するため、家庭・地域、学校、企業・職場などで、男女共同参画意識の啓発を行います。

### (2) 女性の社会参画の促進

内容
● 政策や方針決定の過程への女性の参画促進
● 各種審議会等委員の女性の参画促進に努めます。
● 意思決定の場において、性別や年齢に関わらず、適材適所で女性が活躍できるよう支援します。
● 仕事と家庭を両立できる働きやすい環境づくりの推進
● 仕事と家庭生活の調和が保てるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組みを進めます。

### (3) 女性の人権を守るための取組み

内容
● 女性に対するあらゆる暴力の根絶
● DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の女性に対するあらゆる暴力を許さない意識づくりの啓発を行います。
● 学校等を通じ、若年層におけるデートDV防止のための啓発を行います。
● 女性が被害を受けた際の相談対応及び、状況に応じた関係機関との連携による支援を行います。
● 困難を抱える女性への支援
● ひとり親世帯など、女性が抱える諸問題に対する相談対応や支援を行います。
● 安全・安心の確保
● 災害などの予期せぬ事態に備え、女性の安全・安心が確保されるよう、避難所など様々な分野に女性の視点を取り入れた取組みを進めます。

## 友だちの かなしい気持ちを 半分こ

▲豊洲小学校 依田 ひさき 白咲さん作





## 施策3 子ども

### ■現状と課題

国では、1994年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准しました。また、2000年には、児童虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見などについて国と地方公共団体の責務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

本市では、「須坂市総合計画前期基本計画」、「須坂市母子保健計画」、「須坂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもは“宝”プロジェクト」として地域の子は地域で育てる基本理念のもと、次代を担うたくましい人材を育てる教育のまちを目指して、地域一体となって取組みを進めています。

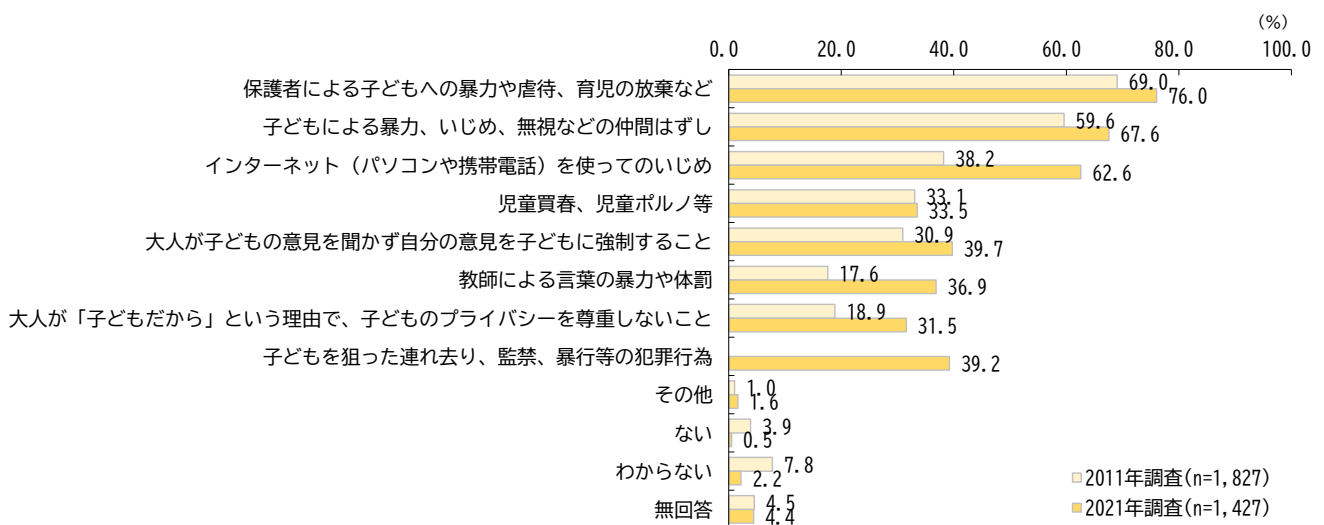
しかし、子育ての孤立化や育児ストレス等の問題を抱えているケースや、子どものしつけや教育に関する悩みや不安を抱える親が増え、家庭の教育力の低下が指摘されるようになってきました。さらに、人間性や社会性を育てる上で重要な体験学習の機会の減少、子どもの規範意識の希薄化、いじめ問題などが指摘されており、子どもたちを取り巻く環境は大変難しい状況となっています。

本市では、小・中学校におけるいじめの実態調査に加え、児童生徒を対象としたQ-U(キュー・ユー)調査の活用等により、いじめの早期発見に努めていますが、インターネット上でのいじめなど、問題が表面化しないまま深く進行してしまう場合があります。子ども自身が人を尊重し、大切にすることを学ぶ学校教育等を進めていくとともに、子どもの気持ちに寄り添いながら、学校など関係機関等が連携し、家庭への支援も含め、さらにきめ細かい支援に取り組んでいくことが求められます。

また、本来であれば大人が担うべきケア責任を引き受け、家事や家族の世話等の問題を抱え、学業に専念できない児童生徒(ヤングケアラー)に対し、早期発見や関係機関による切れ目のない支援が必要です。

その他、障がい等により個々の教育的ニーズに応じた支援を必要とする児童生徒や、文化や言葉の違いから日常生活や学校生活に適應できない外国籍等の児童生徒も増えており、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応と、教育環境の整備が必要です。

図表 18 子どもに関する人権問題への認識





## ■主な施策

### (1) 児童虐待防止対策の充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>児童虐待を予防するとともに、早期発見・早期対応につなげるため、関係機関との連携及び関係職員の資質の向上を図り、相談・支援体制の充実に努めます。</li><li>養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭に対して、専門的指導・助言や育児支援や家事支援を行う養育支援訪問事業を適切に実施し、子育ての孤立化と虐待の防止に努めます。</li><li>「児童虐待防止法」について啓発を推進し、市民からの通報を促します。</li></ul>

### (2) いじめや不登校の未然防止対策及び支援の充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>●いじめ・不登校の未然防止対策の推進</li><li>子ども自身が、自分及び他の人を尊重し、大切にできる意識・態度・意欲を育成する学校教育を推進します。</li><li>保護者対応や生徒指導に係る教職員の力量の向上を図るとともに、各学校において、いじめや不登校を未然に防ぐことができるよう、よりきめ細かい対応に努めます。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>●いじめ・不登校に対する支援の充実</li><li>各種教育相談機関の周知を図るとともに、不登校児童生徒への相談・支援等の充実に努めます。</li><li>いじめ問題の解決にあたっては、いじめられた児童生徒の心情を第一として、まず学校において人権侵害の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し早期解消に努めます。</li></ul>

### (3) 困難を抱える子どもへの支援の充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>経済的に困窮している家庭の子どもに対し、学習支援等による将来の自立に向けた支援を行います。</li><li>本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーが学業に専念できるよう、早期発見と関係機関による切れ目のない支援を図ります。</li></ul>

### (4) 個々に寄り添った教育支援の充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>障がい等のある児童生徒の学校生活を支援するために、教育的ニーズの把握や、校内支援体制の整備・充実に努めます。</li><li>外国籍等児童生徒の日常生活や学校生活への適応を図るため、日本語の指導や精神面・生活面に関わる相談・支援の充実に努めます。</li><li>学校以外にも子どもが安全・安心でいられる居場所を確保します。</li></ul>

## 施策4 障がい者

### ■現状と課題

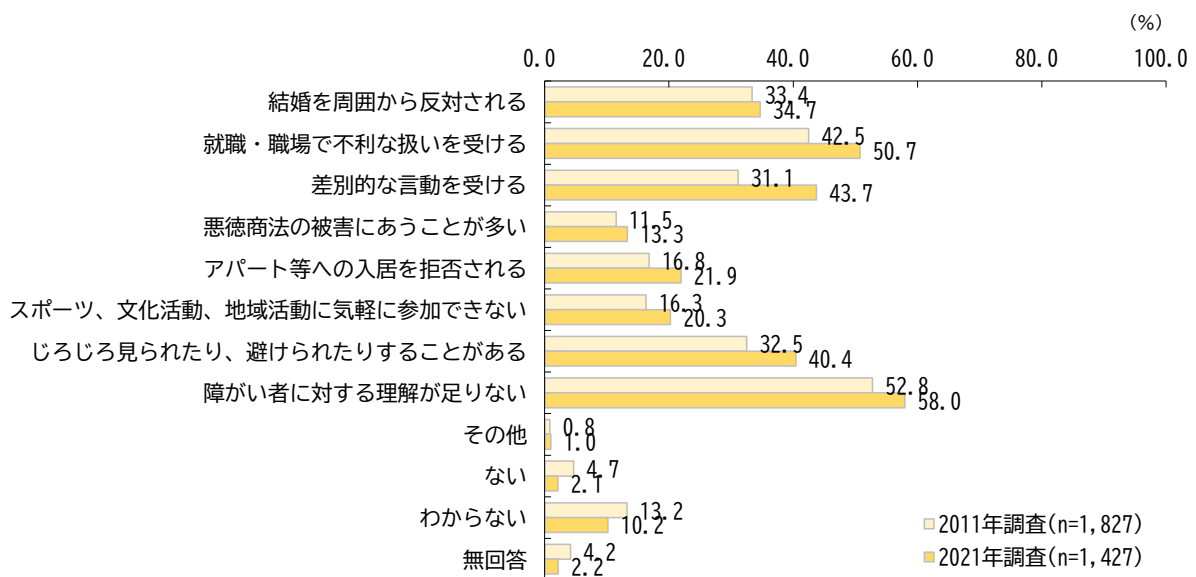
国では、2006年に「障害者自立支援法」を施行し、2013年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（略：障害者総合支援法）」に改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の生きづらさにつながる障壁を除去していくという考え方を理念として規定しました。

本市では、「須坂市障がい者等行動計画」に基づき、「障がいが高くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る」「みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会を目指して」を基本目標に施策を進めています。引き続き、障がい者が地域で生活を継続し、本人の希望や状況にあった生活ができるよう、地域での理解や、支援体制の充実など、個別課題への対応が求められています。

加えて、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略：障害者差別解消法）」が制定され、障がい者に対する差別的取扱いの禁止、国や地方自治体の合理的配慮の提供義務等が定められました。当市ではこれを受け、「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」を定めています。

その他、情報伝達的手段に制約を受けやすい視覚障がい者や聴覚障がい者などは、情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。災害、医療等生命に関わるものから、人と人をつなぐ手段としてなど、情報・コミュニケーションの確保は障がい者が地域で安心して生活し、社会参加をしていく上で極めて重要な意義を持っています。このため、情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保など、障がいの状況に応じて必要な情報を必要な時に、容易に入手・共有できる体制の整備を進める必要があります。

図表 19 障がい者に関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) 障がい者への理解と尊重を深める啓発の促進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>障がいについて正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。</li><li>地域における障がいのある人となない人との交流の促進、ボランティア活動等を通じた福祉教育の充実を図ります。</li></ul>

### (2) 障がい者の自立と社会参加の促進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>●社会参加促進に向けた環境づくり<ul style="list-style-type: none"><li>ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者の自立や社会参加の妨げとなっている物理的な障壁等をなくし、誰にもやさしく、安全で快適な福祉のまちづくりの推進に努めます。</li><li>障がいの重度化、重複化、多様化が進む中で、保健・医療・福祉、教育、雇用など関係機関が連携を深め、障がい者の一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな対応に努めます。</li></ul></li><li>●雇用・就労（経済的自立）支援の充実<ul style="list-style-type: none"><li>障がいのある人が、自己実現に向けて主体的に社会参加し、ゆとりとうるおいのある生活を送ることができるよう、社会、経済、文化活動への参加の促進を図るとともに、自立を支援する施策の充実を図ります。</li><li>ハローワーク、障害者総合支援センター等関係機関と連携し、職業相談、求人開拓などを行い、障がい者の就労促進と経済的自立の支援に努めます。</li></ul></li></ul>

### (3) 障がい者の権利擁護の推進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>身体、財産などの基本的権利に関する事柄のほか、生活上の様々な相談が受けられる体制の整備を図ります。</li><li>障がい者の権利を守るため、関係機関と連携して成年後見制度の普及・活用を促進します。</li><li>職員研修や情報の提供などにより障がい者への虐待防止対策を行うとともに、早期発見や早期対応が図れる体制の整備に努めます。</li></ul>

### (4) 意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるよう、障がいの種類・程度に応じた多様な手段により、コミュニケーション支援の充実に努めます。</li></ul>

## あいさつは 幸せになる 合言葉

▲旭ヶ丘小学校 渡邊 芽依さん作

## 施策5 高齢者

### ■現状と課題

国では、1995年に「高齢社会対策基本法」を施行し、基本理念に「国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」「国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」を掲げています。

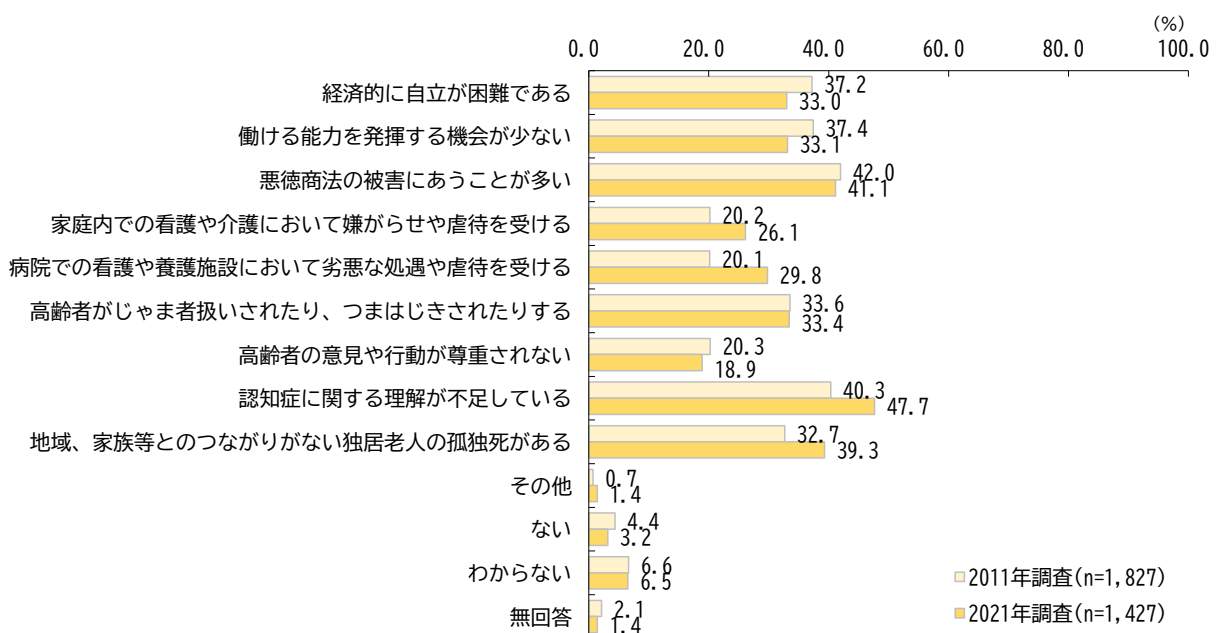
本市では、1999年度から3年ごとに「須坂市老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、今後は「須坂市高齢者いきいきプラン（第十次老人福祉計画及び第九期介護保険事業計画）」（2024年度から2026年度）に基づき、様々な施策を進めていきます。

本市の総人口は、2023年12月現在49,621人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は16,053人と、総人口に占める割合（高齢化率）は32.4%となっています。介護保険制度が始まった2000年と比較すると、12.1ポイント、2015年との比較では2.1ポイント上昇しており、しばらくこの傾向が続くものとされています。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護・要支援認定高齢者、認知症高齢者が増加していることから、一層支えあいの地域づくりを推進していく必要があります。

また、2006年に「高齢者虐待の防止、高齢者の療養者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されましたが、市内では高齢者虐待の事例が報告されています。虐待を受けた高齢者の多くが何らかの認知症を有しており、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者とその家族を支える仕組みづくりが求められています。

さらに、高齢者への経済的虐待による金銭問題の発生や、振り込め詐欺をはじめ特殊詐欺・悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶ちません。認知症等で判断能力が十分でない人に対する成年後見制度の普及啓発や制度利用を促進するための支援がますます必要とされます。

図表 20 高齢者に関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) 地域全体で支える体制の整備

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の人権を尊重する意識づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が高齢者への理解を深めるため、地域、学校、家庭などにおける教育・啓発を推進します。</li> <li>・認知症の人が自分らしく安心して暮らし続けられるように、認知症に対する正しい理解の普及啓発を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心して暮らせるまちづくりの基盤の確立</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護を必要とする高齢者等の需用に対応して必要なサービスを円滑に利用できる環境整備を図ります。</li> <li>・地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携や地域の資源を発掘・活用し、地域全体で支える体制の整備を図ります。</li> </ul>

### (2) 高齢者の権利擁護

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症や寝たきり状態になっても同居家族がいない高齢者や、家庭内において十分な介護を受けることができない高齢者の権利を擁護し、生活全般にわたってサポートする体制の確立を図ります。</li> <li>・高齢者の権利を守るため、関係機関と連携して成年後見制度の普及・活用を促進します。</li> <li>・地域包括支援センターを中心に関係団体や地域住民等との連携により「生活支援」や「自立支援」を基本に据えたサポート体制の確立を図ります。</li> </ul>



このか  
▲相森中学校1年 沓掛 心花さん作

君からの  
やさしい心  
ありがとう

小山小学校 堀内 啓佑けいすけさん作



## 施策6 インターネットによる人権侵害

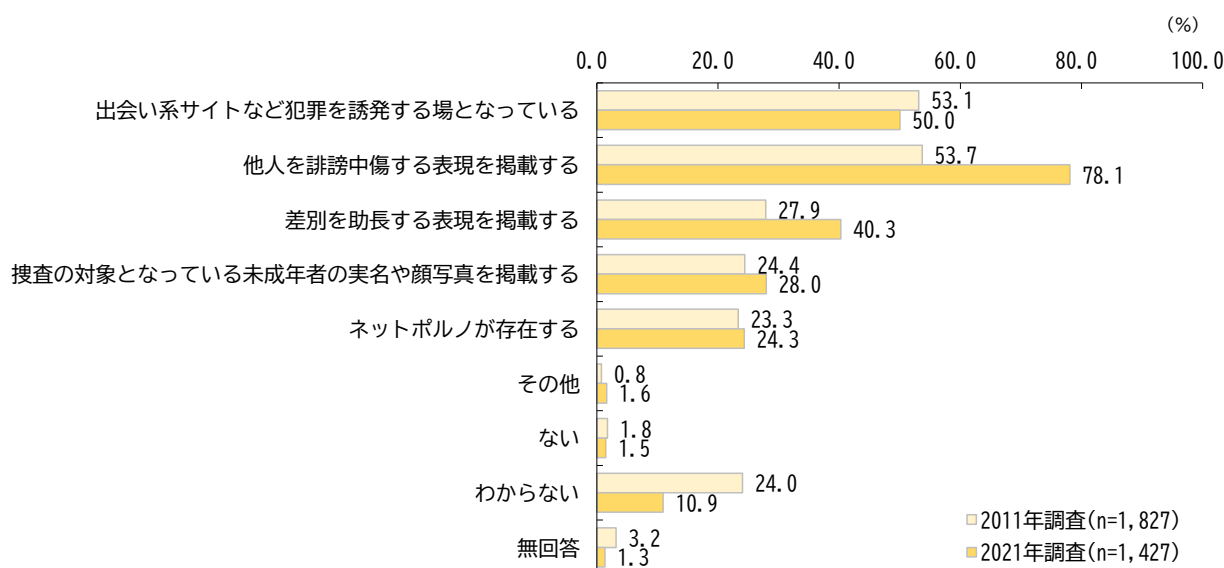
### ■現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間での通信のほか、ホームページや SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) のような不特定多数の人が利用できるもの等もあり、匿名での情報発信が簡単にできることから、誹謗中傷や差別を助長する表現、有害情報、写真の無断掲載などによるプライバシーや人権侵害に関する問題が多数発生しています。

2021 年に実施した「須坂市人権に関する市民意識調査」では、インターネットに関する人権問題への認識として、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が78.1%と突出して高くなっており、2011年調査と比較して24.4ポイントと、大きく増加しています。携帯電話やスマートフォンなどの普及により、小・中学生の間でも情報端末の保有率が高まり、容易に利用できるため、いじめにつながるケースや、犯罪に巻き込まれるケースなども発生しています。

そのため、学校や社会での人権教育において、情報化の進展がもたらす様々な影響や危険性、正しい利用の仕方などについての教育・啓発が求められます。また、被害が発生した際には、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

図表 21 インターネットに関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) プライバシーや情報モラルの理解促進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>有害サイトをブロックするソフトやプロバイダによる規制等、子どもたちを有害情報から守るための仕組みの周知を図るとともに、家庭における情報モラル教育の推進に努めます。</li><li>学校や公民館などにおける人権教育、情報教育の機会を通じて、インターネットが社会に与える影響の重大性について周知を図るとともに、情報発信のモラルや責任等について理解を深める啓発を行います。</li></ul>

### (2) 被害を受けた人への支援の充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>インターネットを介したいじめや人権侵害に関する相談窓口を設けるとともに、専門の関係機関と連携し、助言を行います。</li></ul>

いつまでも やさしい自分 わすれずに

▲豊洲小学校 河田 竜駆さん作



消しゴムで 消せない言葉 SNS

▲墨坂中学校 宮澤 陸さん作



## 施策7 性的マイノリティ(性的少数者)

### ■現状と課題

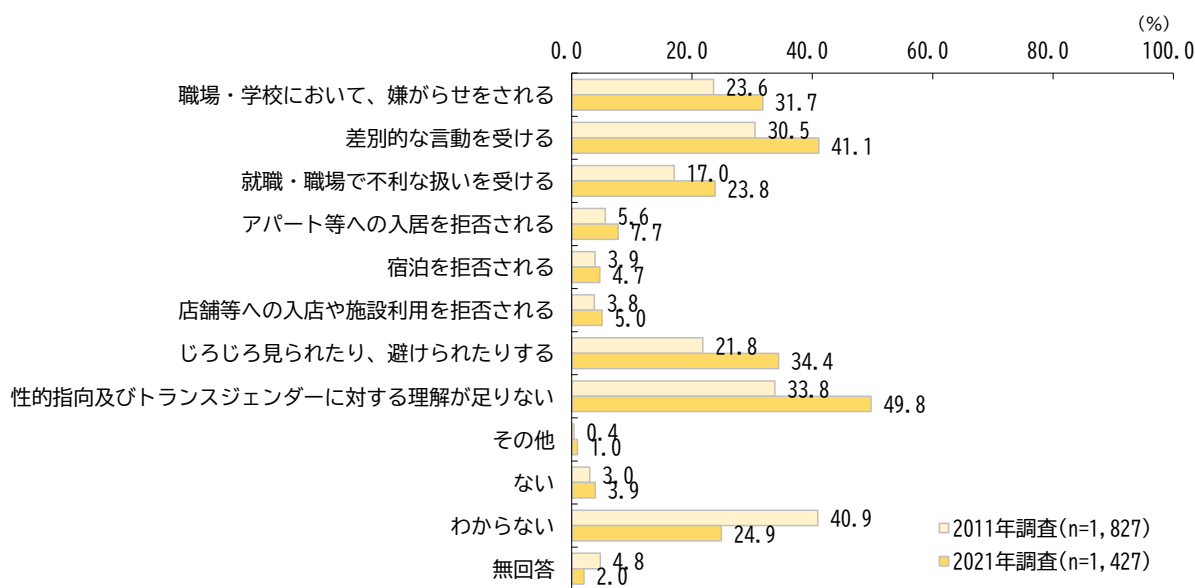
2011年の国連人権理事会において「性的指向および性自認に基づく暴力行為や差別に重大な懸念を示す決議」が採択され、国際機関で初めて、性的指向・性自認が人権課題として位置付けられました。

国では、2004年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、2023年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的マイノリティ(性的少数者)に関する施策の進展を図っています。

長野県においても、性的指向・性自認について理解を促進し、誰にでも居場所と出番がある長野県づくりを推進するため、2020年に「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」を策定しました。また、性的マイノリティ(性的少数者)の方々の生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除くことを目指して、2023年8月に、「長野県パートナーシップ届出制度」を制定し、性別に関わらず誰もが生きやすい社会の実現に向けた取組みを進めています。

本市では、同様に、2023年8月に「須坂市パートナーシップ届出制度」を制定しました。性別をはじめ、様々な違いを認め合う社会づくりに向け、性的マイノリティ(性的少数者)への理解を深めるとともに、一層、社会的支援を充実していく必要があります。

図表 22 性的マイノリティ(性的少数者)に関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) 性の多様性についての理解の促進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>• 性の多様性についての理解を深められるよう、市職員への研修を行います。</li><li>• ノウハウを持っている民間団体等と連携し、地域、学校、企業等において啓発活動を推進します。</li></ul>

### (2) 人権を尊重し合える社会づくりの推進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>● パートナーシップ制度の運用</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 「須坂市パートナーシップ届出制度」の周知や情報発信を行い、誰もが生活しやすい環境づくりを進めます。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 相談支援体制の充実</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 性的マイノリティ(性的少数者)本人や家族など、悩みを抱える方への相談支援体制を構築します。</li></ul>

見つけたい

あなたと私の

いいところ

▲小山小学校 常田 健太 さん作



## 施策8 犯罪被害者等

### ■現状と課題

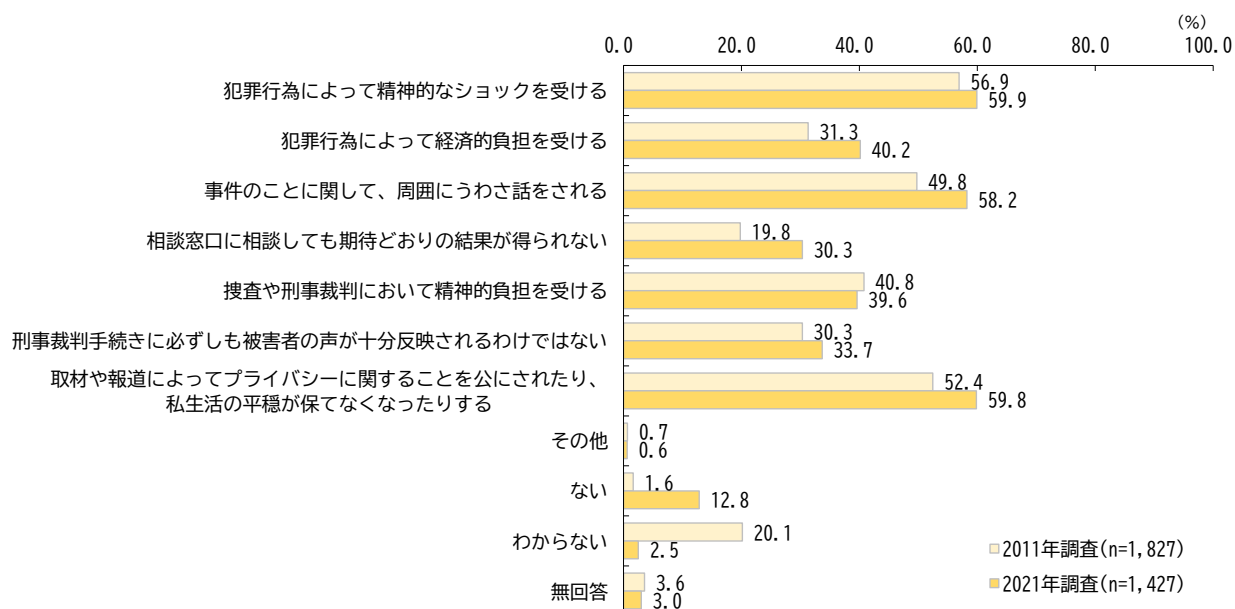
国では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利・利益の保護を図るため、2005年、「犯罪被害者等基本法」を施行しました。これにより、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定され、国における各種施策が進められています。

長野県では、「犯罪被害者等基本法」を受け、長野県犯罪被害者等支援条例（2022年4月施行）に基づき、各種の施策を進めています。その他、県内では、認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターが啓発、相談・支援活動を行っていますが、市民の犯罪被害者やその家族、ご遺族（被害者等）に対する認識や関係機関における被害者支援に関する認識は未だ十分とはいえない状況にあります。

また、犯罪被害者等に対する理解や配慮に欠ける言動やインターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関の過剰な取材などによる二次被害を受けないよう、被害者の思いを理解し、支援していくことが必要です。

本市では、2023年9月に「須坂市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。犯罪被害者等は、被害を受けたことによる精神的な傷、再び同様の被害に遭うことへの不安等により、日常生活や経済活動に支障をきたす場合が少なくありません。条例に基づき、犯罪被害者等に寄り添い、平穏で自立した生活を一日も早く取り戻せるよう、精神的なケアや生活支援等を図ることが重要です。

図表 23 犯罪被害者等に関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) 犯罪被害防止への啓発

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>• 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての市民や事業者への理解を促し、二次被害が生じることのないよう、関係機関と連携して啓発に努めます。</li><li>• 事業者において、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう、啓発を図ります。</li></ul>

### (2) 条例に基づく支援策の充実

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>● 支援体制の整備</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>• 犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置します。</li><li>• 犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携できる体制を整備します。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 支援策の充実</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>• 犯罪被害者等への相談及び情報の提供の支援を行います。</li><li>• 経済的負担の軽減を図るための支援金の支給や、日常生活を支援するための費用の一部を助成します。</li></ul>

大切に

命の重さは

みなおなじ



▲墨坂中学校 西澤 はづき 葉月さん作

## 施策9 外国人

### ■現状と課題

著しい国際化や情報化の進展と外国人労働者の受け入れなどにより、日本に居住する外国人は、今後ますます増えていくと考えられます。

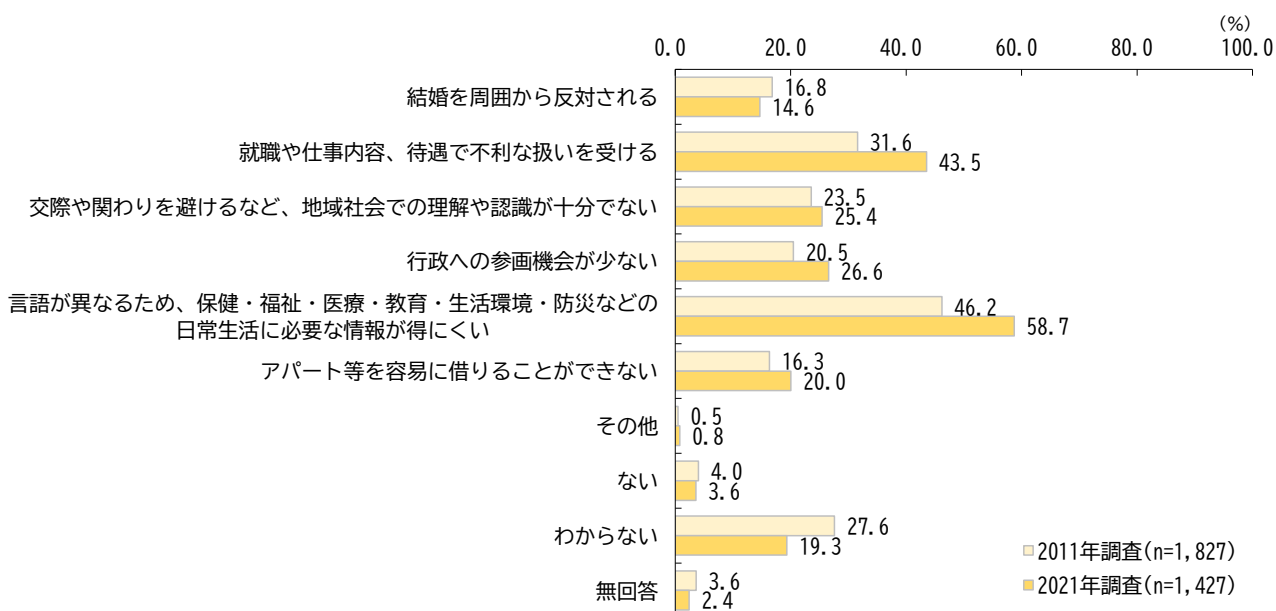
本市の外国人住民数は、年々増加し、2023年12月現在、781人で、2019年以降微増傾向にあります。

こうしたなか、言語、生活習慣や文化の違いなどにより、教育、福祉の制度や災害時の情報など、日常生活に必要な情報が得にくいなど、地域社会での外国人との共生、子どもの教育、社会保障などに関する課題は依然としてあります。

このような課題に対応するため、本市では日本語を母語としない市民への適切な生活情報の提供、それぞれの文化や生活習慣などを正しく理解し尊重し合うための国際理解教育の推進や日本語教室を実施している団体の支援のほか、相談者に対し、長野県や支援団体が行う「多文化共生くらしのサポーター」による生活相談、医療通訳の養成制度や派遣制度の紹介等を行っています。

外国人と日本人が住民として共に生き、よりよい地域づくりを行っていくためには、互いの異なる文化や価値観を尊重し合い、共生できる意識を醸成することが必要です。

図表 24 日本に居住している外国人に関する人権問題への認識



## ■主な施策

### (1) 異文化交流による相互理解の促進

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>• 友好都市をはじめ在住外国人との教育・文化・スポーツなど様々な国際交流活動を推進し、外国人に対する偏見の解消に努めます。</li><li>• 外国人への情報提供及び市民と外国人の交流や教育・啓発を進めるとともに、日本文化と異文化の相互理解を推進するための学習機会の充実と啓発に努めます。</li></ul>

### (2) 外国人が暮らしやすい地域づくりの推進

内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●情報提供及び相談・支援体制の充実</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>• 外国人の定住化・長期滞在化が進む中で、外国人を対象とした多言語での生活情報の提供や、日常生活の相談・支援体制の充実を図ります。</li><li>• 生活上の悩みなどを抱える外国人が、スムーズに相談できるように、国・県等の関係機関との連携を図ります。</li></ul> <tr><td><ul style="list-style-type: none"><li>●就労支援の充実</li></ul><ul style="list-style-type: none"><li>• 働く意欲のある方への職業のあっせんなど、就労に向けた支援を行います。</li><li>• 外国人であることを理由に差別等が発生しないよう、企業等へ労働環境の整備について啓発します。</li></ul></td></tr>	<ul style="list-style-type: none"><li>●就労支援の充実</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>• 働く意欲のある方への職業のあっせんなど、就労に向けた支援を行います。</li><li>• 外国人であることを理由に差別等が発生しないよう、企業等へ労働環境の整備について啓発します。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>●就労支援の充実</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>• 働く意欲のある方への職業のあっせんなど、就労に向けた支援を行います。</li><li>• 外国人であることを理由に差別等が発生しないよう、企業等へ労働環境の整備について啓発します。</li></ul>	



▲常盤中学校2年 鬼石 紗里さん作

くらべない君には君のよさがある

墨坂中学校3年 西島 柚葵さん作

## 施策10 様々な人権問題

### (1) HIVやハンセン病、新型コロナウイルスなどの感染者等

HIV感染症、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染症は、知識不足や誤解によって様々な偏見等が生じることがあります。

偏見や差別を解消するため、感染症に関する正しい情報の普及・啓発を推進します。また、学校等と連携し、性教育の一環として感染症や感染予防、治療に関する適切な指導を行います。

加えて、プライバシーに配慮して、迅速かつ安心して相談・検査が受けられるように努めます。

### (2) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更正の意欲がある場合であっても、周囲に偏見や差別意識があり、社会復帰を目指す人にとって厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消するために、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの人たちと連携して、人権に配慮した啓発を進めます。

### (3) ホームレスの人々

ホームレスの自立支援、ホームレスとなることの防止のため、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得て問題を解決することを目的に、2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。

経済的自立が困難なことや、通行人等が暴力をふるうなど多くの人権問題が起きているとの調査結果もあり、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動に取り組む必要があります。

### (4) アイヌの人々

国では、2008年、国会において「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が採択されました。その後、2019年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（略：アイヌ施策推進法）」が施行されました。この法律は、初めてアイヌの人々を「先住民族」と明記し、アイヌの文化や産業、観光の振興に向けた交付金制度が創設されました。

長野県においては、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する県民の認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する意識を高める取り組みが行われています。本市においても県と連携して、正しい理解を深められるよう啓発を進めます。

### (5) その他の人権

その他、地域社会における慣行や因習などによる人権問題など、今まで当たり前で過ごしてきた生活体験の中にも、合理性がないものや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、差別につながるおそれのあるものがあります。

今後も、社会情勢の変化に伴い新たな課題が生まれてくることが考えられますが、すべての人は平等であるという理念に立ち、誰もが安心して幸せな生活を送ることができる地域社会をつくるため、あらゆる機会を通じて市民の人権意識の高揚を図ります。



## 資料編

### Ⅰ 人権政策推進基本方針改訂版策定までの経過

年月日	内容
2023. 5	第1回須坂市人権政策推進基本方針推進本部 幹事会議(書面開催) ・須坂市人権政策推進基本方針に基づく取組み状況及び改定について協議
2023. 5.30	第1回須坂市人権政策推進基本方針推進本部員会議 ・須坂市人権政策推進基本方針に基づく取組み状況及び改定について協議
2023. 6.29	第1回部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会 ・須坂市人権政策推進基本方針に基づく取組み状況及び改定について協議
2023.12	第2回須坂市人権政策推進基本方針推進本部 幹事会議(書面開催) ・須坂市人権政策推進基本方針改訂版(素案)の内容確認
2024. 1.18	第2回部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会 ・須坂市人権政策推進基本方針改訂版(素案)について協議
2024. 1	第3回須坂市人権政策推進基本方針推進本部 幹事会議(書面開催) ・須坂市人権政策推進基本方針改訂版(素案)の内容確認
2024. 2. 1~ 2024. 2.22	須坂市人権政策推進基本方針改訂版(素案)に対する市民意見(パブリックコメント)
2023. 3.11	第3回部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会 ・須坂市人権政策推進基本方針改訂版(素案)について協議

## 2 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会委員名簿

(2024年2月現在)

(敬称略)

職名	氏名	選出団体等
会 長	ながい やすひこ 永井 康彦	(社)須坂市社会福祉協議会 会長
副会長	おがわ きよひさ 小川 清久	須坂市企業人権教育推進会議 会長代理
委 員	まつもと たかし 松本 孝志	須坂市校長会
委 員	いまみぞ あきひろ 今溝 晃宏	連合長野高水地域協議会須高地区連合会 副会長
委 員	こまつ けんいち 駒津 健一	須坂市区長会 副会長
委 員	くろいわ なつ 黒岩 七女	須坂市女性団体連絡協議会
委 員	とみざわ ひろのぶ 富沢 廣信	須坂市公民分館長会 会長
委 員	あかぎ よしきち 赤城 義吉	須坂市シニアクラブ連合会 副会長
委 員	ながた しげえ 永田 繁江	須坂市民生児童委員協議会 会長
委 員	たけまえ ひでお 竹前 秀雄	(一財)須坂市身体障害者福祉協会 副理事長
委 員	あらい たけお 荒井 武夫	部落解放同盟須坂市協議会 会長
委 員	こもり のぶこ 小森 信子	部落解放同盟須坂市協議会 副会長
委 員	くろいわ としよ 黒岩 寿代	長野人権擁護委員協議会 須高部会長
委 員	いっしき しゅうじ 一色 修治	元市職員
委 員	しらいし みなみ 白石 みなみ	公募委員

### 3 主な人権関係法

施行年月日	法律名
1947. 5. 3	日本国憲法
1948. 1. 1	児童福祉法
1950. 4. 1	身体障害者福祉法
1969. 7.10	同和対策事業特別措置法
1970. 5.21	心身障害者対策基本法
1982. 3.31	地域改善対策特別措置法
1986. 4. 1	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)
1987. 4. 1	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1989. 2.17	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)
1993.12. 3	障害者基本法(「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改称)
1994. 9.28	ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)
1995.12.16	高齢社会対策基本法
1996. 4. 1	らい予防法の廃止に関する法律
1997. 3.25	人権擁護施策推進法(2002. 3. 25 失効)
1997. 7. 1	アイヌ文化振興法(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律)
1999. 4. 1	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律
1999. 6.23	男女共同参画社会基本法
1999.11. 1	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
2000. 4. 1	介護保険法
2000. 4. 1	外国人登録法改正(指紋押捺全廃)
2000.11. 1	犯罪被害者保護法(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に附随する措置に関する法律)
2000.11.15	交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)
2000.11.20	児童虐待の防止等に関する法律
2000.11.24	ストーカー行為等の規制等に関する法律
2000.12. 6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2001.10.13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
2002. 3.15	人権教育・啓発に関する基本計画
2002. 5.27	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
2002. 8. 7	ホームレス自立支援法(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法)
2002.10. 1	身体障害者補助犬法
2003. 1. 1	拉致被害者支援法(北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律)
2003. 5.30	個人情報保護に関する法律

施行年月日	法律名
2003. 7.16	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
2003. 9.13	出会い系サイト被害防止に関する法律
2004. 6. 4	障害者基本法改正(差別禁止理念明文化 2007. 4. 1 施行)
2004. 7.16	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
2004.12.10	発達障害者支援法
2005. 4. 1	犯罪被害者等基本法
2006. 4. 1	障害者自立支援法
2006. 4. 1	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
2006. 4. 1	公益通報者保護法
2006.10.28	自殺対策基本法
2007. 6. 1	探偵業の業務の適正化に関する法律
2007. 7. 6	住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)
2008. 6. 6	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議
2009. 1. 1	国籍法改正(出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出により日本国籍を取得可能に)
2009. 4. 1	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
2012.10. 1	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律
2013. 4. 1	障害者自立支援法を障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に改正施行
2014. 1.17	子どもの貧困対策の推進に関する法律
2016. 4. 1	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
2016. 4. 1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
2016. 6. 3	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
2016.12.16	部落差別の解消の推進に関する法律
2019. 5.24	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
2023. 6.23	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
2024. 4. 1	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

## 4 主要な人権条約等

名称	採択年月日	発効年月日	締結年月日
世界人権宣言	1948.12.10		
経済的、社会的及び文化的権利に関する 国際規約(社会権規約)	1966.12.16	1976. 1. 3	1979. 6.21
市民的及び政治的権利に関する 国際規約(自由権規約)	1966.12.16	1976.3.23	1979. 6.21
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する 国際条約	1965.12.21	1969. 1. 4	1995.12.15
女子に対するあらゆる形態の差別の撤 廃に関する条約	1979.12.18	1981. 9. 3	1985. 6.25
婦人の参政権に関する条約	1953.3.31	1954. 7. 7	1955. 7.13
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は 品位を傷つける取扱い又は、刑罰に関する条約	1984.12.10	1987. 6.26	1999. 6.29
児童の権利に関する条約	1989.11.20	1990. 9. 2	1994. 4.22
武力紛争における児童の関与に関する 児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5.25	2002. 2.12	2004. 8. 2
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関 する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5.25	2002. 1.18	2005. 1.24
難民の地位に関する条約	1951. 7.28	1954. 4.22	1981.10. 3
難民の地位に関する議定書	1967. 1.31	1967.10. 4	1982. 1. 1
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に 関する条約	1949.12. 2	1951. 7.25	1958. 5. 1
障害者の権利に関する条約	2006.12.13	2008. 5. 3	未締結2007. 9.28 署名
強制失踪からのすべての者の保護に関する 国際条約	2006.12.20	2010.12.23	2009. 7.23

## 5 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成7年12月18日条例第42号

改正 令和3年12月15日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい須坂市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力し、自らも相互に基本的人権を尊重するとともに、人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育・文化の向上等に関する施策の推進に努めるものとする。

(相談体制の整備)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、第4条の施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係団体との協力関係を強化し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、第4条の施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権擁護に関する重要事項について市長の諮問に応じ、調査審議するため、須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会を置く。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

(須坂市部落解放審議会条例の廃止)

2 須坂市部落解放審議会条例(昭和33年条例第7号)は、廃止する。

(須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和30年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「部落解放審議会委員」を「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会委員」に改める。

附 則(令和3年12月15日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。









---

須坂市人権政策推進基本方針(改訂版)

2024年3月

発行者 須坂市

須坂市大字小山1264番地4

電話 (026) 245-0909

編集者: 須坂市 社会共創部 人権同和・男女共同参画課

---